

## 水質基準項目の検査頻度について

番号	項目	検査頻度	検査回数減の可否	検査省略の可否
1	一般細菌	毎月	不可	不可
2	大腸菌			
3	カドミウム及びその化合物	年1回	注1	注2
4	水銀及びその化合物			
5	セレン及びその化合物			
6	鉛及びその化合物	年1回	注1	注2
7	ヒ素及びその化合物	年1回		
8	六価クロム化合物	年1回		
9	亜硝酸態窒素	年4回 (3ヶ月毎)	不可	不可
10	シアン化物イオン 及び塩化シアン			
11	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	年1回	注1	注2
12	フッ素及びその化合物	年1回		
13	ホウ素及びその化合物			
14	四塩化炭素			
15	1,4-ジオキサン			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			
17	ジクロロメタン			
18	テトラクロロエチレン			
19	トリクロロエチレン			
20	ベンゼン			
21	塩素酸		年4回 (3ヶ月毎)	不可
22	クロロ酢酸			
23	クロロホルム			
24	ジクロロ酢酸			
25	ジブロモクロロメタン			
26	臭素酸			
27	総トリハロメタン			
28	トリクロロ酢酸			
29	ブロモジクロロメタン			
30	ブロモホルム			
31	ホルムアルデヒド			
32	亜鉛及びその化合物	年1回	注1	注2
33	アルミニウム及びその化合物			
34	鉄及びその化合物			
35	銅及びその化合物			
36	ナトリウム及びその化合物			
37	マンガン及びその化合物			
38	塩化物イオン	毎月	不可	不可
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	年1回	注1	注2
40	蒸発残留物	年1回		
41	陰イオン界面活性剤	年1回		
42	ジェオスミン			
43	2-メチルイソボルネオール			
44	非イオン界面活性剤			
45	フェノール類			
46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	毎月	不可	不可
47	pH値			
48	味			
49	臭気			
50	色度			
51	濁度			

注1 過去3年間の水質検査結果において、水質基準値の1/5以上であるときは、概ね3ヶ月に1回以上、水質基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上、水質基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上の頻度で水質検査を実施する。

注2 過去の水質検査結果において、水質基準値の1/2を超えたことがなく、原水、水源、その周辺の状況、薬品および資機材の使用状況を考慮すれば水質検査を省略できる。また、水質検査を省略した項目については、概ね3年に1回程度の頻度で水質検査を実施し、水質の状況に変化がないことを確認する。